

令和5年度静岡県相談支援従事者現任研修実施要綱

- ・本研修は、厚生労働省告示改正を受け、令和3年度から研修カリキュラムが大幅に変更され、現に相談支援に従事する者を対象とした内容となっていることに留意してください。
- ・本研修に申し込んだ方は、本要綱の内容について同意いただいたものとみなします。
- ・本研修はサービス管理責任者等更新研修には該当しません。
- ・本研修はオンデマンド及びオンラインにて実施します。

1 目的

本研修は、「静岡県障害福祉人材育成ビジョン」に示された「ソーシャルワーカーとして障害者ケアマネジメントを実行できる人材」の育成を図るため、以下の目的により実施します。

- ・地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ること

2 日程等

研修期間は、4日間とし、2～4日目は3グループに分けて講義及び演習を行います。

【講義（1日目）】

オンデマンド（YouTubeによる動画配信）による研修

【演習（2～4日目）】

オンライン（Zoomミーティング）による研修

区分		Aグループ	Bグループ	Cグループ	実施方法
ガイダンス		配信期間 7月上旬から8月中に3週間程度			オンデマンド（YouTube）による講義動画視聴
1日目	共通講義				
2日目	講義及び演習	9/14(木)	9/15(金)	9/16(土)	オンライン（Zoomミーティング）による同時双方向型
3日目		10/27(金)	10/28(土)	10/31(火)	
4日目		12/22(金)	12/23(土)	12/25(月)	

【注意】・オンデマンド及びオンライン（Zoom）による研修の受講には、安定したインターネット環境とパソコンが必要となります。（Zoomミーティングでデータの送受信があります。タブレット・スマートフォンは、データ送信非対応のため、パソコンで受講してください。）

- ・講義動画視聴後に、受講確認のためレポート等の提出があります。

3 実施主体

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課（委託先）社会福祉法人あしたか太陽の丘

4 研修計画及び研修内容

別紙1のとおりとしますが、変更等があった場合には、県障害者政策課及びあしたか太陽の丘ホームページにて御案内します。

ご自身の相談支援専門員として経験した具体的な事例を通じ、相談支援のプロセスや意思決定支援の確認、地域課題の検討等を行います。

5 研修受講対象者

障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事業に従事する、障害者（児）ケアマネジメントの知識や技術が必要となる行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO 法人等の職員で、次に該当する方とします。

(1) 現に相談支援専門員として従事している又は今後従事する予定のある方

(2) 初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降5年ごとの最終年度末日までに現任研修又は相談支援従事者主任研修を修了し、資格が継続している方

(なお、下表の「修了」区分の期間に現任研修・主任研修を修了していない方は、相談支援専門員の研修要件が失効しています。相談支援専門員として配置するためには、改めて初任者研修を修了することが必要です)。

(3) 研修中に随時提示される課題や演習に対し、相談支援専門員としての専門性を生かした検討や討論をする能力がある方

初任研修了年	現任研修受講期限				R5 受講対象
	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	
	初任研修了の翌年度から				
	5 年以内	6 年以上 10 年以内	11 年以上 15 年以内	16 年以上 20 年以内	
平成 17 年	修了	修了	修了	令和 7 年まで	△
平成 18 年				令和 8 年まで	△
平成 19 年				令和 9 年まで	△
平成 20 年	修了	修了	令和 5 年まで		◎
平成 21 年			令和 6 年まで		○
平成 22 年			令和 7 年まで		△
平成 23 年			令和 8 年まで		△
平成 24 年			令和 9 年まで		△
平成 25 年	修了	令和 5 年まで			◎
平成 26 年		令和 6 年まで			○
平成 27 年		令和 7 年まで			△
平成 28 年		令和 8 年まで			△
平成 29 年		令和 9 年まで			△
平成 30 年	令和 5 年まで				◎
令和 1 年	令和 6 年まで				○
令和 2 年	令和 7 年まで				△
令和 3 年	令和 8 年まで				△
令和 4 年	令和 9 年まで				△

ただし、申込み人数が受講定員を超過した場合は、原則、現に相談支援専門員に従事している方で、受講期限までの期間が短い方を優先します。

※H17は「障害者ケアマネジメント従事者研修」

区分	相談支援従事者の資格を維持するための現任研修受講期限
◎	令和5年度中（今年度）
○	令和6年度中
△	令和7年以降

《注意》

現任の相談支援専門員又は相談支援専門員として従事予定であって以下に該当する方は、今年度中に現任研修を修了してください。（◎の方）

- ・平成30年度に相談支援従事者初任者研修を修了した方で、これまでに現任研修を修了していない方
 - ・平成25年度に相談支援従事者初任者研修を修了し、平成30年度までに現任研修を修了した方で、令和元年度以降に現任研修(2回目)又は主任相談支援専門員研修を修了していない方
 - ・平成20年度に相談支援従事者初任者研修を修了し、平成25年度までに現任研修を修了し、平成30年度までに現任研修(2回目)を修了した方で、令和元年度以降に現任研修(3回目)又は主任相談支援専門員研修を修了していない方
- ※現在相談支援に従事していない場合でも、今後、相談支援専門員として従事する予定の方は受講対象者になりますので、御注意ください。

6 受講定員

200人程度

7 受講申込み方法及び注意事項

(1) 申込み方法（ふじのくに電子申請サービスによる申込み）

申込み準備	<p>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を行っている方 →静岡県相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修で登録済の方は、利用者ID（メールアドレス）やパスワードを御準備ください</p> <p>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を行っていない方 →利用者登録用メールアドレスを御準備ください（研修申込み受付メール及び受講決定通知等は、そのアドレス宛てに送信します）</p>
申込み手順	<p>①静岡県電子申請システムのホームページへアクセス https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/</p> <p>②検索メニューの手続き名「相談支援従事者現任研修」で検索</p> <p>③（利用者登録を行っていない方のみ）利用者登録を行い、パスワードを発行</p> <p>④利用者ID（メールアドレス）・パスワードによりログイン</p> <p>⑤必要事項を入力し、入力内容をよく確認の上、申請</p> <p>⑥登録メールアドレスに研修申込み受付メールが到着すれば受付完了</p> <p>※半日程度経過しても受付メールが届かない場合は、申込み手続きが完了していないおそれがあるため、必ず県障害者政策課（電話番号054-221-2352）まで確認をしてください。</p> <p>※申込み期限までは、申込み内容の修正、取下げが可能です。</p>
申込み期限	<p>令和5年6月5日（月）13時から 令和5年6月21日（水）17時まで</p> <p>※期限後は 一切申請入力できません</p>

(2) 申込みに関する注意事項

- ① 本要綱に同意できない方は、申込みできません。
- ② 申込みは、法人（又は市町）ごとに行ってください（事業所単位の申込みは無効です）。
- ③ 県外の事業所に配置される予定の方については、本研修を受講できません。
- ④ 受講に際し、配慮（車椅子使用、介助者が付添う等）が必要な場合は、申込みフォームに入力してください。
- ⑤ 申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合（申込み手続きが正常に完了していない場合を含む）や、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。
- ⑥ 「5 研修受講対象者」に該当しないと認められる場合は、受講として決定しません。
- ⑦ 受講決定者には、オンデマンド・オンライン研修受講に関する同意書を御提出いただきます。

(3) 個人情報の利用目的

- ① 受講決定者及び修了者の氏名や所属事業所等の情報は、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握、相談支援体制の整備のため、県から各市町に提供します。
- ② 申込み時に入力された個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲で、本研修の業務委託先に提供します。

8 受講者の決定・通知

静岡県障害者政策課長が、受講区分等を踏まえて選考の上、決定します（先着順ではありません）。選考結果は、受講（決定・非決定）通知書として、各法人の長宛てメール送付します。（7月上旬～中旬頃までに、申込み時に登録したアドレス宛て送付します。郵送は行いません）

※ 事前課題については、受講決定と併せて連絡します。

※ 受講決定後の受講グループ変更はできません。

※ 受講不可の決定となった場合、個別の問い合わせにはお答えいたしかねます。

9 修了証書

研修の全課程を修了した方に、静岡県知事が発行する修了証を交付します。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、修了証の交付は行いません。⑧以外の項目については、該当した時点で以降の受講を認めないこととしますので、御注意ください。

- ① オンデマンド・オンライン研修受講の同意書の提出がない又は同意書の内容を遵守しなかった場合
- ② オンデマンドによる講義動画を配信期間内に視聴しなかった場合
- ③ 欠席・早退・離席等により全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合
- ④ オンライン研修に遅れた場合
- ⑤ 課題、提出書類について所定の期限までに提出がない場合
- ⑥ 提出された課題の内容に著しい不備がある場合、指定でない様式（過年度様式等）で提出された場合
- ⑦ オンライン受講中に私語や居眠り等受講以外の行為を確認した場合、その他研修受講態度としてふさわしくない行為を確認した場合
- ⑧ 研修参加費及びテキスト・資料代を期日までに納付していない又は納付していることが確認できない場合

10 受講費用

受講費用として、研修参加費及びテキスト・資料代を徴収します。

受講費用は、いかなる理由があっても返金しません。（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっても返金しません。）

区 分	受講費用	支払い方法・期限
研修参加費	50,000円	研修申込み時に記載した法人所在地へ納入通知書を送付します。通知書記載の期限までに納付してください。
テキスト・資料代	4,500円	研修参加費の納入通知書とは別に、研修申込み時に記載した法人所在地へあしたか太陽の丘からコンビニ専用払込票を送付します。払込票記載の期限までに払い込んでください。1人につき1部購入していただきます。

11 問い合わせ先

確認したい内容により、以下の連絡先へお問い合わせください。

確認したい内容	連絡先
申込み方法（ふじのくに電子申請サービス）、受講決定に関する事	静岡県障害者政策課障害者政策班 電話番号 054-221-2352 メール shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp
研修の内容に関する事	社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 瀧本、上島、坂井 電話番号 055-923-7850(代表) (受付時間：平日 9:00～17:00)